

租税特別措置法の一部を改正する法律案要綱

一 中小企業者等の法人税率の軽減特例の拡充

中小企業者等の平成 21 年 6 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に終了する各事業年度又は各連結事業年度の所得（年 800 万円以下の部分）に対する法人税の軽減税率（現行は 18%又は 19%）を、11%又は 12%に引き下げる規定を設けるものとする。

（第 42 条の 3 の 2 第 3 項及び第 68 条の 8 第 3 項関係）

二 施行期日等

- 1 この法律は、平成 21 年 6 月 1 日から施行するものとする。
- 2 この法律による改正後の規定は、法人（人格のない社団等を含む。）のこの法律の施行の日以後に終了する事業年度分の法人税及び連結親法人の同日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用するものとする。
- 3 その他所要の規定の整理を行うものとする。